

令和8年度糸魚川市高校生海外派遣事業実施概要

1 目的

- (1) 外国における歴史や文化、生活環境などの社会課題を探究し、同世代の学生と交流することで、多様な価値観や考え方を学び、今後の自分の人生に対する幅を広げる。
- (2) ジオパークや平和学習等を肌で感じることで、自分事としてとらえ、将来の進路やキャリア形成を学ぶ機会とする。

2 派遣先

大韓民国（ポチョン市ハンタンガンジオパーク、ソウル特別市）

3 派遣人数

10人（ただし、最低催行人数5人）

4 派遣期間

令和8年8月8日（土）～令和8年8月12日（水） 4泊5日

5 実施行程

8月8日（土） 糸魚川（市バス）→新潟空港→仁川空港→ポチョン市→ホテル1

8月9日（日） ポチョン市ハンタンガンジオパーク研修→ホテル1

8月10日（月） ポチョン市ハンタンガンジオパーク研修（現地交流）→ホテル1

8月11日（火） ポチョン市→ソウル市へ移動し観光→ホテル2

8月12日（水） ソウル市観光→仁川空港→新潟空港→糸魚川（市バス）

※ホテル1はポチョン市、ホテル2はソウル市または仁川市

6 引率者

引率3人（教育委員会事務局職員、保健担当職員、観光課ジオパーク推進係職員）

添乗1人（旅行会社添乗員）

7 応募資格

海外派遣に応募できる資格は、令和8年度において市内に住民登録のある高等学校1、2年生で、下記の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 財団法人日本英語検定協会が実施する英語検定試験3級以上に合格している、またはTOEICテストが400点台であること。なお、開催初年度に限り、英語学習に対する学校長の推薦書も可能とする。
- (2) 糸魚川ジオパーク協議会が実施するジオパーク検定の初級以上に合格していること。ただし、取得していない場合はジオパーク検定を受験するレベルの学習を事前に積んだ上で教育委員会が開催するジオパークセミナー（6/7(日)開催）に参加することで、ジオパーク検定の要件を満たすものとする。
- (3) 積極的な参加意欲があり、かつ、海外への興味関心があり、事業の趣旨を十分理解していること。
- (4) 海外での生活に適応でき、健康上、特段の問題がないこと。ただし、派遣先では、アレルギー除去食の提供など日本と同様の対応ができないことを考慮すること。
- (5) 協調性があり、計画に従って規律ある行動ができること。
- (6) 派遣前の事前学習会及び派遣後の報告会など、探究学習プログラムに必ず参加すること。

(7) 教育委員会の求める本人及び保護者へのアンケート等に必ず回答すること。

8 参加者の決定方法

応募者から、下記の方法で海外派遣の参加者を決定する。

- (1) 参加者は申込書(様式1)、承諾書兼同意書(様式2)及び参加理由書(様式3)を提出する。
- (2) 参加理由書は、「日本と韓国」「ユネスコ世界ジオパーク」「私と世界」をテーマに課題を設定し、自分なりに調べ、研修を通して学びたいこと(国際問題やSDGs等)をプレゼンスライド形式で5枚以内にまとめる。
- (3) プレゼンスライドの内容を書類審査により選考する。
- (4) 応募者多数の場合、書類審査で選ばれた者でプレゼンテーションを行い、決定する。

9 参加負担金

参加者からは航空運賃や移動旅費、宿泊費、食費等の一部として、一人当たり参加経費の1/3程度(10万円程度)の負担金を徴収する。

10 参加取消及び辞退

(1) 参加取消

保護者が参加負担金を納入しない場合、または生徒が事前学習会等に参加しない場合(部活で全国大会に出場する等やむを得ない場合は除く)、参加を取り消すことがある。

(2) 辞退

生徒、または保護者は、やむを得ない事情がある場合、参加決定後に参加を辞退することができる。ただし、キャンセル料が発生した時、参加負担金を徴収することがある。

11 募集から決定までの日程

月日	内容	備考
5月1日(金)	高等学校への周知及び市HPでの募集開始	
5月18日(月)	申込書及び承諾書兼同意書の提出	市こども家庭課
5月26日(火)	参加理由書の提出	市こども家庭課
6月1日(月)	審査選考による参加者決定	電話連絡及び書面
6月7日(日)	ジオパークセミナーの開催	約2時間
6月中旬	参加者説明会の開催	別途案内
6月中旬	パスポート申請(受取:7月中旬)	別途案内
7月下旬	・探究学習を兼ねた事前学習会(3回)※ ・現地スタッフとのオンライン研修	別途案内
8月8日(土)~	海外研修実施(4泊5日)	
9月下旬	事後報告会及びレポート提出	別途案内

12 その他

次の場合、本事業を中止する場合がある。

- (1) 応募者が5人未満の場合。
- (2) 国際情勢等を鑑み、生徒の安全確保が困難であると認められる場合。なお、支払い済みの参加負担金は全額返還するが、旅行準備経費等の補償は行わない。